

平成28年11月24日

意見陳述書

(原告番号 362)

原告 宮本龍門

私は、岡山市北区にある真言宗御室派長泉寺の住職をしております宮本龍門と言います。僧侶の立場から、この安保法制については看過できず、この訴訟の原告になりました。仏教はもとと争いを好みませんが、国民や市民を争いの中に巻き込んでしまう危険性のある安保法制を違憲無効と裁判所が判断するその日まで、「不殺生」を提唱する仏教者の心の平安を取り戻すため、ひいては国民の平安のために、闘うことを選びました。

ところで、第二次世界大戦中、日本の僧侶も一般男性とほぼ等しく日本軍へ参加しました。多くの仏教教団は、教団維持のために政府への協力姿勢を崩すことができず、日本の戦争を支持。むしろ、その軍務遂行は仏教教義に則しており、善戦争であると説いたりもしました。仏教では、五戒、八斎戒、十戒、十善戒、十重禁戒それらすべての戒律の第一に「不殺生」を掲げていますが、日本の僧侶は、かの戦争の肯定、またそれへの参加によって、「不殺生」がまともに説けなくなってしまったのです。それは、71年前までの戦争によって、日本仏教界が現在も患っている心的外傷後ストレス障害（PTSD）であるとも言って良いと思います。

わたしのごく近い周りだけでも、特攻隊員だった僧侶、軍曹だった僧侶、憲兵だった僧侶、沖縄戦で戦死した僧侶・・・と様々な話を聞いています。そして、無事帰還した僧侶らの言動に、戦争がもたらしたのであろう“闇”を見てしまうのです。激しい感情の起伏、家庭内暴力、中に

は自殺した僧侶もいる。もちろん一概にすべてが戦争の影響だとは考えるべきではありませんが、10～20代をいかに過ごすかということが人格形成において極めて大きな意味を持つことは言うまでもありません。そしてその影響は、子や孫に及んでいるだけでなく、檀信徒や寺をも巻き込んでおり、大小様々な問題が生じていることは頻りに聞き及ぶところです。

後遺症はそれだけはありません。

かつて戦争を支持、あるいは参加した自分が「不殺生」を説くというのは、自身のアイデンティティを一度壊さなければならない作業に等しく、相当の修行を要します。また、自分自身ではなくても、自分にとって大切な親や家族が戦争に参加したという現実を生きる中においては、「不殺生」を唱えれば唱えるほど、自分の大切な人が反仏教的な行為をした罪人だということになってしまい、したがって、国のために戦い、そのおかげで現在の豊かな生活があるということを確認するため、あるいは単に「あの人は良い人だった」と遺徳を偲ぶためにも、「不殺生」は封印する以外になくなってしまふのです。

人間というものは、聖俗に関わらず、自己肯定感を持てるからこそ自律神経が正常に機能し、精神的安定を保持できる生き物です。殺生行為である戦争に参加あるいは加担している身で、その否定を説き、さらには布施までいただくという行為がどれほど精神的にキツイ作業であるか、ぜひ想像してみてください。今日、「葬式仏教」などと揶揄されることも多い仏教界ではありますが、日本仏教が葬送儀礼に終始せざるを得ない本質的な理由はそこにあります。正々堂々と仏教をやれないのです。例えば適切でないかもしれませんが、「不殺生」を説かない仏教というのは、言わば鮪を握らない寿司屋のようなもので、醍醐味を失ってしまっている事態です。しかしながら、圧倒的多くの日本人がそのことを感知せずにきたというのはさらに深刻な問題でありましよう。なぜならば、それは日本人が日本仏教に対して、本来の仏教というものをはや期待してお

らず、そしてそのことが常態化してしまっていることの証明だからです。

されども、何はともあれ未来志向が大切です。幸い、日本仏教は長らく患った PTSD と別れを告げられる兆しを持ち始めています。それは、「不殺生」を説くか説かないかは別にして、憲法 9 条に代表される平和憲法のもとで、仏教の「不殺生」を堂々と実践できた現実が 70 年以上にわたって存在してきたからに他なりません。仏教者である私は、日本仏教界にとっての何よりの希望がその部分だと考えています。過去にどんなに後悔するようなことがあったとしても、慚愧の念を持ち続け、実践を怠らなければ、宗教的希望は成就すると信じています。何としても、この希望を存続させたいと思います。

以上が、「安保法制違憲訴訟」の原告になった私の思いであります。最後に釈尊の言葉を引用させていただきます。

殺してはならぬ

殺さしめてはならぬ

また他の人々が殺害するのを容認してはならぬ

世の中の強剛な者どもでも

また怯えている者どもでも

すべての生きものに対する

暴力を抑えよ

釈迦 —— 『スッタニパータ（中村元訳）』